

● 復興特別税について

東日本大震災からの復興財源確保のために、法人税・所得税・住民税に復興特別税が施行されています。

	法人税	所得税	個人住民税
期間	H24.4.1～H27.3.31までに開始する事業年度	H25年分～H49年分	H26年度～H35年度
増税内容	法人税額×10%	所得税額×2.1%	均等割 1,000円/人
備考	平成23年度税制改正で法人税率が引き下げられているため、実質的には減税となります。 (中小企業で年800万円以下の所得は18% 16.5%(15%×110%)となります)	給与・報酬・利子・配当等に係る源泉所得税も増税されます。	

給与や報酬等に係る源泉所得税も復興特別税が加算されます。平成25年1月以降に支払う給与は、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき計算することとなります。

また、報酬で「手取りで1万円」というような取引の場合では注意が必要です。従来は「11,111円 - 1,111円(10%) = 10,000円」だったのが、「11,137円 - 1,137円(10.21%) = 10,000円」となります。

**平成25年1月以降に支払う給与・報酬等から、
源泉所得税の金額が変更されます。**

税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付(納期特例・下期分) 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】

年末は12月28日(金)まで、年始は1月4日(金)から営業予定です。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。